

森林技術総合研修所庁舎内における飲料等  
自動販売機の設置及び管理運営業務公募要領

令和8年1月  
森林技術総合研修所

## 目 次

1	公募を行う趣旨	1
2	公募内容	1
3	応募者の資格	3
4	応募手続等	3
5	設置予定者の決定	4
6	使用許可の手続	4
7	応募申込書	5
8	提出必要書類一覧	6
9	企画提案書に記載する内容一覧	7
10	暴力団排除に関する誓約条項（暴力団等に該当しない旨の誓約書含む）	8
11	質疑書	12
12	森林技術総合研修所庁舎案内図	13
13	使用許可箇所 位置図	14

## 1 公募を行う趣旨

効果的かつ効率的な研修を実施するため、職員や研修生等の利便性の確保・向上の一環として、飲料用等自動販売機の設置から販売、管理まで総合的に運営する者（以下「応募者」という。）を募集するもの。

## 2 公募内容

### （1）業務内容

- ① 森林技術総合研修所庁舎内に自動販売機2台（内1台はスナック菓子等の食品用とする）を設置し、飲料水等の販売を行う。
- ② 販売する飲料水等の種類は、アルコール分を含まない、水、炭酸飲料、スポーツ飲料（※）、果汁入り飲料、コーヒー、スナック菓子、菓子パン、インスタントラーメン等とする。（※5～10月の期間は設置必須）

### （2）使用許可物件

- ① 所在地 東京都八王子市廿里町1833番地94
- ② 施設名称 森林技術総合研修所
- ③ 位置 庁舎内1階食堂前（別添「使用許可箇所 位置図」参照）
- ④ 面積 3.00 m<sup>2</sup>（自動販売機本体、容器回収ボックスの合計面積）

### （3）設置条件

- ① 「行政財産を貸付け又は使用許可する場合の取扱いの基準について」（昭和33年1月7日付け蔵管第1号財務省理財局長通達）に基づき、国有財産使用許可を受け、設置する。
- ② 応募者は、電気の使用量を計る子メーターを設置し、子メーターの表示する使用量から計算された毎月の電気料を負担すること。
- ③ 自動販売機の設置のために電気工事等が必要になる場合は、応募者の負担により行うこと。
- ④ 自動販売機には、販売し管理するものの会社名又は管理者名を明記すること。
- ⑤ 自動販売機の機種は、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」（昭和54年6月22日法律第49号）に基づき経済産業大臣が定める「自動販売機のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」により、省エネ対策を施したエネルギー消費効率のよい自動販売機とすること。また、冷・温別の温度設定が可能なものとすること。
- ⑥ 自動販売機を据え付ける際は、日本工業規格（JIS）の据付基準又は（社）全国清涼飲料工業会の自動販売機据付規準を遵守し、転倒防止措置を講ずること。
- ⑦ 使用済み容器の回収ボックスを設置することとし、規格はプラスチック製又は金属製で概ね70リットル以上のものとすること。なお、投入口付近には、一般ゴミ投入禁止とリサイクル推進の表示を行うこと。
- ⑧ 使用済み容器の回収と処理は、応募者の責任において行うこと。処理に当たっては法律または条例の規定に基づき、適切なリサイクルを行うよう努めること。なお、回収ボックスから使用済み容器が溢れないよう、適時に回収すること。
- ⑨ 災害時フリーベンド対応とすること。（飲料用は必須。食品用は任意。）

#### (4) 使用料等

- ① 令和8年度の使用許可期間に係る使用料の単価は、1平方メートルあたり年額21,005円（消費税及び地方消費税別）以上の金額で、応募者が提案する金額とする。使用料は、応募者が提案した上記1平方メートル当たりの金額に使用面積（3.00平方メートル）を乗じ、消費税と地方消費税を加えた金額とする。なお、使用料は、地価の変動等に伴う見直しにより変動する場合がある。
- ② 使用に当たっては、森林技術総合研修所が指定する期日までに毎年度、年額を納付すること。（使用料は毎年度算定し、年度初めに通知する。）なお、使用期間が1年に満たない場合は、月割又は日割により計算した額を納付すること。

#### (5) 使用許可期間

使用許可期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。

#### (6) 使用上の制限等

- ① 自動販売機の設置運営に当たっては、本要領に定める事項及び国有財産使用許可書に定める事項を遵守すること。
- ② 応募者は、2（2）の使用許可物件について、常に良好な状態を保つよう注意しなければならない。
- ③ 応募者は、2（2）の使用許可物件を第三者に転貸し、又は担保に供することはできない。

また、2（2）の使用許可物件について、修繕、模様替その他の行為をしようとするとき、又は使用計画を変更しようとするときは、事前に書面をもって森林技術総合研修所長の承認を受けなければならない。

- ④ 自動販売機から発生する全ての廃棄物は、応募者の負担で搬出処分することとする。
- ⑤ 農林水産省が行う各種施策の取り組みへ協力を願いがあることがある。
- ⑥ 施設の内外における看板等の設置は認めない。
- ⑦ 応募者は、森林技術総合研修所職員以外を対象として、飲料水等に係る宣伝を行ってはならない。

#### (7) 使用許可の取消し又は変更

次の各号の一に該当するときは、使用許可を取り消し、又は変更することがある。

- ① 国において使用許可物件を必要とするとき。
- ② 応募者が使用許可書に記載された許可条件に違背したとき。
- ③ 応募者について資金事情の変化等により、自動販売機の設置運営業務の履行が確実でないと森林技術総合研修所が判断したとき。
- ④ 著しく社会的信用を損なう等により、森林技術総合研修所の応募者としてふさわしくないと森林技術総合研修所が判断したとき。
- ⑤ 上記「（6）使用上の制限等」に違背したとき。

#### (8) 使用許可終了時の条件等

使用許可期間が満了したとき、又は上記（7）により使用許可が取り消された場合は、応募者は指定する期日までに自己の負担で使用許可物件を原状回復して返還することとする。また、この場合、応募者は森林技術総合研修所に対して一切の補

償を請求することはできない。

(9) 名義使用の制限

応募者は、自己の営業上の取引に関して、森林技術総合研修所の名義を使用してはならない。

(10) 損害賠償

応募者は、使用許可物件の使用に当たり、森林技術総合研修所又は第三者に損害を与えたときは、すべて自己の責任でその損害を賠償するものとする。

(11) 自己都合による業務の解除

応募者は、自己の都合により本業務を解除しようとするときは、3ヶ月前までに書面により申し出ること。

(12) その他

① 応募者は、森林技術総合研修所の指示に従い、使用許可物件に限らず、建築物、電気工作物、設備等を常に良好な状態に保つよう注意すること。

② 自動販売機の販売本数を求めることがあるため、対応できるようにすること。

### 3 応募者の資格

応募者は、次の要件を全て満たしている者に限る。

(1) 優良な販売商品及び良質なサービスを提供できる能力を有する者であること。

(2) 公示日において、本公募と同様の業務内容について、5年以上の実績を有し、現に存する業務を適正に行っている者であること。

(3) 予算決算及び会計令第70条及び71条の規定に該当しない者であること。

(4) 国税及び地方税を完納していること。

(5) 暴力団その他暴力的集団の構成員ではないこと。また、法人の場合は、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものでないこと。

(6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属するものでないこと。

### 4 応募手続等

(1) 応募申込書等の提出

① 応募申込書

② 企画提案書類一式

③ 提出方法及び提出期限

ア 持参の場合 令和8年2月16日（月）17時00分まで

イ 郵送の場合 令和8年2月16日（月）必着

提案内容の変更等は、上記期間内に限り取り扱う。

ウ 提出の条件 応募に係る費用は応募申込者の負担とする。

提出書類は返却しない。

提出された書類は全て部外秘とする。

④ 提出（郵送）場所等

〒193-8570

東京都八王子市廿里町 1833 番地 94  
森林技術総合研修所 総務課庶務係(庁舎内 1 階)  
(電話 : 042-661-7121)

## (2) 質疑及び回答

質問がある場合は、質疑書を提出すること。

- ① 提出書類 質疑書
- ② 受付日時 令和 8 年 1 月 30 日 (金) ~ 2 月 6 日 (金) の間で、  
9 時 00 分 ~ 12 時 00 分、13 時 00 分 ~ 17 時 00 分
- ③ 受付方法 持参の場合 ④ (1) ④ に同じ
- ④ 回答方法 森林技術総合研修所ホームページに掲載

## 5 設置予定者の決定

### (1) 設置予定者の決定方法

森林技術総合研修所において応募者を取りまとめ、使用許可公募選定審査委員会を開催し、企画内容及び資力、信用等を総合的に審査のうえ、国有財産の使用許可をする応募者を決定する。

なお、審査結果や内容についての問い合わせには応じない。

### (2) 設置予定者の決定時期及び設置予定者の公表

- ① 設置予定者の決定時期は、令和 8 年 2 月下旬を予定している。
- ② 設置予定者の公表は設置予定者決定後、速やかに行う予定であり、森林技術総合研修所ホームページに掲載する。

### (3) 以下の場合には、設置予定者としての決定を取り消すこととする。

- ① 正当な理由なくして、森林技術総合研修所の指定する期日までに国有財産使用許可申請書の提出を行わなかった場合。
- ② 設置予定者の決定から使用許可の手続きまでの間に、設置予定者について資金事情の変化等により自動販売機の設置・運営の履行が確実でないと森林技術総合研修所が判断した場合。
- ③ 著しく社会的信用を損なう等により、設置予定者としてふさわしくないと森林技術総合研修所が判断した場合。
- ④ 設置予定者が応募者の資格を失った場合。

## 6 使用許可の手続き

森林技術総合研修所長が設置予定者に対して国有財産使用許可手続を行うこととする。なお、手続きの方法については別途連絡する。

令和 年 月 日

## 応募申込書

森林技術総合研修所長 殿

郵便番号  
住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

担当者氏名  
電話番号  
Eメールアドレス

森林技術総合研修所庁舎内における飲料等自動販売機の設置及び管理運営業務公募要領に基づき、企画提案書等を添付して応募します。

【提出必要書類一覧】

書類	内容	提出部数
企画提案書	企業及び企画提案がわかる資料(パンフレット・企画提案書等)	
商号登記簿謄本	<ul style="list-style-type: none"> <li>○法人の場合 現に効力を有する部分のみ</li> <li>○個人の場合 商号を用いる場合は、商号登記簿謄本 商号を用いない場合は、本籍地の区市町村長が発行する「身分証明書」及び指定法務局の登記官が発行する「登記事項証明書」</li> </ul>	
印鑑証明書等	印鑑証明書又は印鑑登録証明書	
定款	最新のもの	
暴力団等に該当しない旨の誓約書	<p>別添様式のとおり            ※暴力団排除に関する誓約条項を熟知のうえ提出</p>	
事業者概要	<p>創立(創業)年月日            資本金(出資総額)及び借入金(単位:千円)            事業内容            (特色、衛生管理、損害賠償の加入状況、営業店舗数(うち都内店舗数含む。)主な営業区域、従業員数(正社員、非社員別))            今回の提案に類似又は関連する実績            その他応募者のPRとなるもの</p>	各1部
指摘事項及び改善措置状況	最近3年間に保健所等から行政指導等があった場合は、その指導通知書(写し)及び改善措置状況説明書(任意様式)	
納税証明書	最近3年分の法人税又は所得税の納税証明書、事業税の納税証明書	
決算書	<ul style="list-style-type: none"> <li>○法人の場合 直近3年分の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書</li> <li>○個人の場合 直近3年分の決算書等財産状態が確認できるものの写し</li> </ul>	

注) 各種証明書等については、発行日から6か月以内のものとします。

提出書類は、可能な限りA4版とします。

【企画提案書に記載する内容一覧】

主な企画計画	主　な　記　載　内　容
1 機能	コンセプトについて、具体的な内容及び提案理由がわかるもの。
2 商品及びサービスの構成・価格	販売を予定している商品ごとの予定価格並びにサービスの内容がわかるもの。
3 使用面積	使用する面積（3.00 平方メートル）
4 使用料	使用料単価（年額）を示したもの。 (年額 21,005 円（消費税及び地方消費税を除く）以上の金額を記載すること)
5 類似の実績	森林技術総合研修所と類似した立地で現在も設置中の自動販売機がある場合は、その実績がわかるもの。
6 苦情（品切れ、釣銭切れ、故障等）等の対応	左記の事項に対応する際の体制等がわかるもの。
7 安全・食品衛生	衛生管理について、事故防止の体制及び事故への対応策がわかるもの。
8 省エネルギー・リサイクル・公益への配慮・貢献	省エネルギー・リサイクル・公益への配慮・貢献・取組みの実績がわかるもの。 また、使用する設備、機器類の省エネルギー・リサイクル・公益への配慮・貢献等について、工夫した点があれば記載すること。
9 廃棄物の回収方法・工夫	発生する廃棄物の量の把握及び回収・処理するための方法・工夫についてわかるもの。
10 利便性機能	電子マネー対応などの機能があればわかるもの。

(別添)

## 暴力団排除に関する誓約条項

### (属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲（許可者をいう。以下同じ。）は、乙（許可を受けた使用者をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

### (行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

### (表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

### (再請負契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

#### （損害賠償）

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

#### （不当介入に関する通報・報告）

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

(別添)

### 暴力団等に該当しない旨の誓約書

私（当法人）は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

### 記

#### 1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

#### 2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

#### 3 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、使用許可物件を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

#### 4 警察への通報等

- (1) 使用許可物件を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（※1）、政治活動標ぼうゴロ（※2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力をすること。
- (2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

森林技術総合研修所長 殿

令和 年 月 日

住所又は所在地

商号及び代表者名

生年月日（個人の場合のみ） 年 月 日 生

令和 年 月 日

## 質 疑 書

森林技術総合研修所長 殿

郵便番号  
住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

担当者氏名  
電話番号  
E メールアドレス

森林技術総合研修所庁舎内における飲料等自動販売機の設置及び管理運営業務公募要領に基づき、以下のとおり質疑します。

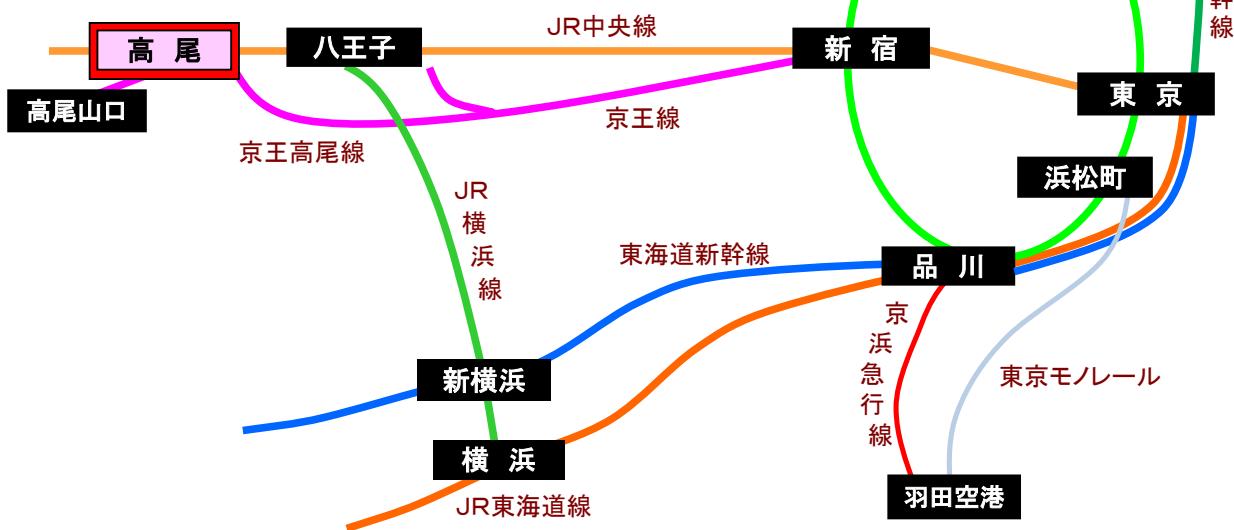
1 質疑事項

2 質疑内容

## 主要駅からのアクセス

### 所要時間

- 羽田空港から 1時間40分
- 東京駅から 1時間10分
- 新横浜駅から 1時間 5分



## 高尾駅からのアクセス

林野庁  
森林技術総合研修所



農林水産研修所 ●  
東京神奈川森林管理署 高尾森林事務所 ●

多摩信用金庫 高尾支店 ●  
甲州街道(国道20号線)

←甲府

←高尾山口

元八王子三郵便局 ●

スーパーTAIRAYA元八王子店 ●

研修生用玄関→

←正面玄関

多摩御陵

多摩森林科学園前



急  
坂

多摩森林科学園  
森の科学館 ●

JR高尾駅 前

ファミリーマート ●

セブンイレブン (北口) ●

JR高尾駅

京王線高尾駅

(南口)

JR中央線

新宿・東京→

京王高尾線

※京王線で來ても、北口から出ることが出来ます。(タクシー乗り場あり)

## 使用許可箇所位置図

1 階

